

厚生労働省ホームページに掲載している「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」及び「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」には、以下の修正点を反映済

資料の一部訂正について

○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（修正箇所は赤字部分）

P34

≪医療連携体制加算の拡充≫

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
へ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間以下未滿の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 公認心理師の資格を有する場合の更なる評価については、4（~~1-2~~）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援((1)及び(4)を除く。) →

6月間

(4) 地域移行支援、地域定着支援((1)及び(2)を除く。) →6月間

※ (3)の利用者(以下「施設入所者等」という。)及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者(以下「新サービス利用者」という。)は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

≪医療連携体制加算の拡充≫

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日（障害児1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日（障害児2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	<u>医療連携体制加算（Ⅴ）</u>	<u>1,000単位／日（障害児1人）</u>
ヘ	<u>医療連携体制加算（Ⅵ）</u>	<u>500単位／日（障害児2人以上8人以下）</u>

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間以下未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。

ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

《居住系サービス》

共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）

(1) 区分6	668 単位
(2) 区分5	552 単位
(3) 区分4	471 単位
(4) 区分3	385 単位
(5) 区分2	295 単位
(6) 区分1以下	259 単位

ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）

(1) 区分6	617 単位
(2) 区分5	501 単位
(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	334 単位
(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	212 単位

ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）

《居住系サービス》

第2 共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）

(1) 区分6	661 単位
(2) 区分5	547 単位
(3) 区分4	467 単位
(4) 区分3	381 単位
(5) 区分2	292 単位
(6) 区分1以下	242 単位

ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）

(1) 区分6	611 単位
(2) 区分5	496 単位
(3) 区分4	417 単位
(4) 区分3	331 単位
(5) 区分2	242 単位
(6) 区分1以下	198 単位

ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）

		(2) 4 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	516 単位
		(二) 区分 5	470 単位
		(三) 区分 4	437 単位
		(3) 5 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	465 単位
		(二) 区分 5	419 単位
		(三) 区分 4	386 単位
2	外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）		
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	259 単位	
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	212 単位	
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	182 単位	
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	121 単位	
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	289 単位	
3	受託居宅介護サービス費		
(1)	所要時間 15 分未満の場合	95 単位	
(2)	所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位	
(3)	所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分 から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		
(4)	所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算 した単位数		
		3	外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	242 単位	
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	198 単位	
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	170 単位	
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	113 単位	
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	272 単位	
		4-3	受託居宅介護サービス費
(1)	所要時間 15 分未満の場合	95 単位	
(2)	所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位	
(3)	所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分 から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		
(4)	所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算 した単位数		

P104

<p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p style="text-align: right;">1,611 単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p style="text-align: right;">1,310 単位</p>	<p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,620 単位</p> <p>(2) 障害児支援利用援助費 (Ⅱ) 811 単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,318 単位</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅱ) 659 単位</p> <p>注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ (1)を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。</p> <p>ロ (2) (1)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。</p>
--	---

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上での頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引~~）~~ = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

○ 平成 30~32 年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		見直し後の障害者の地域区分	
		その他 (0%)	
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	6級地 (3%)	宮城県	多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町
		群馬県	桐生市、みどり市、榛東村、千代田町、大泉町
		神奈川県	中井町、大井町
		長野県	大町市、筑北村
		岐阜県	土岐市、瑞穂市、海津市
		京都府	笠置町、南山城村
		奈良県	五條市、吉野町
		広島県	呉市、安芸太田町
		山口県	岩国市
		福岡県	宇美町、志免町、須恵町、久山町

○ 障害福祉サービス費等の報酬算定構造（修正箇所は黄色マーカー部分）

P12 短期入所

訂正後					訂正前					
基本部分					基本部分					
					注					
					利用者の数が 利用定員を超える 場合	又は 従業者の員数 が基準に満た ない場合	大規模減算	身体拘束禁止 未実施減算	福祉専門職員配置等加算	
イ 福祉型短期入所サービス費	(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(899単位)		×70/100	算定が適用される月から2月目まで ×70/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日に つき5単位を減算		
		(二) 区分5	(781単位)							
		(三) 区分4	(629単位)							
		(四) 区分3	(565単位)							
		(五) 区分1・2	(494単位)							
	(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(584単位)							
		(二) 区分5	(512単位)							
		(三) 区分4	(308単位)							
		(四) 区分3	(233単位)							
		(五) 区分1・2	(167単位)							
	(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(761単位)							
		(二) 区分2	(597単位)							
		(三) 区分1	(494単位)							
	(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(512単位)							
		(二) 区分2	(270単位)							
		(三) 区分1	(167単位)							
	(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(1,099単位)							
		(二) 区分5	(962単位)							
		(三) 区分4	(829単位)							
		(四) 区分3	(766単位)							
		(五) 区分1・2	(695単位)							
	(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(785単位)							
		(二) 区分5	(713単位)							
		(三) 区分4	(509単位)							
(四) 区分3		(434単位)								
(五) 区分1・2		(367単位)								
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(962単位)								
	(二) 区分2	(798単位)								
	(三) 区分1	(695単位)								
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(713単位)								
	(二) 区分2	(471単位)								
	(三) 区分1	(367単位)								
ロ 医療型短期入所サービス費	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,889単位)								
	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,686単位)								
	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,679単位)								
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,768単位)								
	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,555単位)								
	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,578単位)								
	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	(2,014単位)								
	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	(1,881単位)								
	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	(1,209単位)								
ニ 共生型短期入所サービス費	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(761単位)								
	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(233単位)								
	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(958単位)								
	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(432単位)								
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(761単位)								
	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(233単位)								

P15 重度障害者等包括支援サービス費

訂正後		訂正前	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満	(201単位)	イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助
	(2) 1時間以上12時間未満	(301単位に30分を増すごとに+100単位)	(2) 1時間以上12時間未満
	(3) 12時間以上24時間未満	(2,499単位に30分を増すごとに+98単位)	(3) 12時間以上24時間未満
ロ 短期入所	1日につき	(946単位)	ロ 短期入所
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき	(997単位)	ハ 共同生活援助(介護サービス包括型に限る)
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(I)	(1日につき600単位を加算)	イ 医療連携体制加算(I)
	(2) 医療連携体制加算(II)	(1日につき300単位を加算)	ロ 医療連携体制加算(II)
	(3) 医療連携体制加算(III)	(1日につき500単位を加算)	ハ 医療連携体制加算(III)
	(4) 医療連携体制加算(IV)	(1日につき100単位を加算)	ニ 医療連携体制加算(IV)
	(5) 医療連携体制加算(V)	(1日につき1,000単位を加算)	ホ 医療連携体制加算(V)
	(6) 医療連携体制加算(VI)	(1日につき500単位を加算)	ヘ 医療連携体制加算(VI)
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(I)	(1日につき500単位を加算)	イ 医療連携体制加算(I)
	(2) 医療連携体制加算(II)	(1日につき250単位を加算)	ロ 医療連携体制加算(II)
	(3) 医療連携体制加算(III)	(1日につき500単位を加算)	ハ 医療連携体制加算(III)
	(4) 医療連携体制加算(IV)	(1日につき100単位を加算)	ニ 医療連携体制加算(IV)

P54~57 放課後等デイサービス給付費

訂正後		訂正前	
基本部分		基本部分	
イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)区分1 の1 (一)定員10人以下 (656単位)	イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	区分1の1 (一)定員10人以下 (655単位)
	(二)定員11人以上20人以下 (440単位)		(二)定員11人以上20人以下 (440単位)
	(三)定員21人以上 (331単位)		(三)定員21人以上 (331単位)

(2)区分1 の2	(一)定員10人以下 (645単位)	+9単位	区分1の2	(一)定員10人以下 (645単位)	+12単位
	(二)定員11人以上20人以下 (431単位)	+6単位		(二)定員11人以上20人以下 (431単位)	+8単位
	(三)定員21人以上 (324単位)	+4単位		(三)定員21人以上 (324単位)	+6単位

(3)区分2 の1	(一)定員10人以下 (609単位)	区分2の1	(一)定員10人以下 (609単位)
	(二)定員11人以上20人以下 (405単位)		(二)定員11人以上20人以下 (405単位)

	(三)定員21人以上	(304単位)		(三)定員21人以上	(304単位)
(4)区分2 の2	(一)定員10人以下	(596単位)	区分2の2	(一)定員10人以下	(596単位)
	(二)定員11人以上20人以下	(396単位)		(二)定員11人以上20人以下	(396単位)
	(三)定員21人以上	(297単位)		(三)定員21人以上	(297単位)

ニ 共生型 放課後等 デイサービ ス給付費	(1)授業終了後に行う場合		(427単位)
	(2)休業日に行う場合		(551単位)
ホ 基準 該当放課 後等デイ サービス 給付費	(1)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合	(530単位)
		(二)休業日に行う場合	(654単位)
	(2)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合	(427単位)
		(二)休業日に行う場合	(551単位)

ニ 共生型 放課後等 デイサービ ス給付費	授業終了後に行う場合		(427単位)
	休業日に行う場合		(551単位)
ホ 基準 該当放課 後等デイ サービス 給付費	(1)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (Ⅰ)	授業終了後に行う場合	(530単位)
		休業日に行う場合	(654単位)
	(2)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (Ⅱ)	授業終了後に行う場合	(427単位)
		休業日に行う場合	(551単位)